

R F S 発 6 第 2 6 号

令和 6 年 9 月 1 0 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社
リサイクル燃料備蓄センター長
赤坂 吉英

リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画の施行について

リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画（2024年9月6日
届出）について、2024年9月10日より施行しましたので連絡いたします。

別紙

- ・リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画

以 上

リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画

令和6年9月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

改 訂 履 歴

項目 回	年 月 日	改 訂 内 容	備 考
	平成 25 年 3 月 18 日 (RFS 発 24 第 13, 14)	新規制定	
1	平成 25 年 12 月 20 日 (RFS 発 25 第 13, 14)	原子力災害対策特別措置法施行令及び規則の改正に伴う修正 その他記載の適正化	
2	平成 27 年 1 月 23 日 (RFS 発 26 第 10, 11)	原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しに伴う修正 その他記載の適正化	
3	平成 28 年 3 月 18 日 (RFS 発 27 第 11, 12)	防災基本計画の改正に伴う修正 社内組織見直しに伴う修正 連絡経路の明確化 その他記載の適正化	
4	平成 29 年 3 月 23 日 (RFS 発 28 第 15, 16)	社内組織見直しに伴う修正 青森県組織変更に伴う通報名称修正 警戒事象連絡様式の追加 その他記載の適正化	
5	平成 30 年 3 月 23 日 (RFS 発 29 第 9, 10)	原子力災害対策指針改正に伴う記載の追加 原子力規制庁内規見直しに伴う修正 通報規則の改正に伴う修正 記載の明確化 その他記載の適正化	
6	平成 31 年 3 月 26 日 (RFS 発 30 第 13, 14)	警戒態勢の発令及び解除に関する記載の明確化 警戒態勢の記載充実に伴う別図の記載変更 様式での年号表示変更 医療活動に関する記載の適正化 主語の明確化、誤記修正等記載の適正化	
7	令和 2 年 3 月 24 日 (RFS 発 1 第 4, 5)	法令改正に伴う記載の修正 警戒態勢に関する記載の充実、適正化 EAL に関する記載の適正化 警戒事象発生後の経過連絡の様式追加 原子力防災管理者の代行者見直し及び必要人数の明確化 その他記載の適正化	
8	令和 3 年 3 月 26 日 (RFS 発 2 第 4 号)	防災組織・体制の見直し 記載の統一 記載の適正化	
9	令和 4 年 3 月 25 日 (RFS 発 3 第 4 号)	ファクシミリ送信方法（パソコンを用いたファクシミリ送信）の追加に伴う修正 記載の適正化	

項目 回	年 月 日	改 訂 内 容	備 考
10	令和5年3月28日 (RFS発4第4号)	附則適用時期の変更に伴う記載の見直し 設計進捗に伴う記載の見直し その他記載の適正化	
11	令和6年3月28日 (RFS発5第24号)	連絡先の追加 予備緊急時対策所等設置に伴う変更 記載の適正化	
12	令和6年9月6日 (RFS発6第25号)	事業開始に向けた体制検討結果の反映 「ファクシミリ装置」を「ファクシミリ」に統一 通知市町村の追加 「Gal 数」記載について明記 通報連絡様式の見直し 原子力事業者防災訓練に関する記載の追加 記載の適正化	

I リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画 目次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	5
第1節 防災体制	5
1. 態勢の区分	5
2. 原子力防災組織	6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者及び原子力防災要員の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
2. 警戒態勢の発令及び解除	8
3. 緊急時態勢の発令及び解除	9
4. 権限の行使	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. 放射線測定設備の設置及び検査等	10
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. その他の原子力防災資機材の整備	11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	12
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	12
3. 備蓄センターに備え付ける資料	12
4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	12
1. 緊急時対策所	12
2. 退避場所及び避難集合場所	12
3. 原子力事業所災害対策支援拠点	13
4. 応急処置機材	13
5. 所内放送装置	13
第6節 防災教育の実施	13

第7節 防災訓練の実施	14
1. 社内における訓練	14
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	14
第8節 関係機関との連携	15
1. 国との連携	15
2. 地方公共団体との連携	15
3. 地元防災関係機関等との連携	15
4. 青森県内の原子力事業者との連携	16
第9節 備蓄センター周辺の方々を対象とした平常時の広報活動	16
第3章 緊急事態応急対策等の実施	16
第1節 通報及び連絡	16
1. 通報・連絡の実施	16
2. 態勢発令時の対応	17
3. 情報の収集と提供	17
4. 社外関係機関との連絡方法	18
5. 通話制限	18
第2節 応急措置の実施	18
1. 警備及び避難誘導	18
2. 放射線影響範囲の推定及び防護措置	19
3. 原子力災害医療	19
4. 消火活動	20
5. 汚染拡大の防止	20
6. 防護措置及び線量評価	20
7. 広報活動	20
8. 応急復旧	21
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	21
10. 資機材の調達及び輸送	21
11. 応急措置の実施報告	22
12. 原子力防災要員の派遣等	22
13. 他の原子力事業者への応援要請	23
第3節 緊急事態応急対策	23
1. 第2次緊急時態勢の発令	23
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	23
3. 応急措置の継続実施	24

第4章 原子力災害事後対策	24
第1節 備蓄センターの対策	24
1. 復旧対策	24
2. 被災者の相談窓口の設置	24
3. 原子力防災要員の健康管理等	25
4. 緊急時態勢の解除	25
5. 原因究明と再発防止対策の実施	25
第2節 原子力防災要員の派遣等	25
1. オフサイトセンターにおける業務に関する事項	25
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	25
第5章 その他	26
第1節 他の原子力事業者への協力	26
1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力	26
2. 原子力災害時における原子力事業者への協力	26
第2節 附則	26

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針に基づき、リサイクル燃料備蓄センター（以下「備蓄センター」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

放射性物質又は放射線が異常な水準で備蓄センターの敷地外で検出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第6号）第43条の4第1項の規定に基づく使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。

7. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

8. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

9. 警戒態勢

原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための態勢をいう。

10. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、備蓄センターの平常組織をもってしても、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対処するための態勢をいう。

11. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

12. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき備蓄センターに設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

13. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、備蓄センターにおいて原子力防災組織を統括管理する者をいう。なお、緊急時態勢発令中は、緊急時対策本部（以下「対策本部」という。）長という。

14. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

15. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

16. 特定事象

別表2-2に示す原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に定められる事象をいう。

17. 連絡責任者

原子力防災組織に置かれ、別表2-2の事象発生時に発見者等から連絡を受け、原子力防災管理者に報告するとともに、原子力防災管理者の指示により定められた箇所への通報等を行う者をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき、その設計、建設及び貯蔵の各段階において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に貯蔵の段階においては、貯蔵管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保安規定に基づき、活動を行う。

これらを踏まえて、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び原子力防災訓練の実施等

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と連絡、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び備蓄センターの原子力防災要員は、常に、原子力災害活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事及びむつ市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及びむつ市地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、この計画の修正内容が環境放射線モニタリングに関する事項である時は、上席放射

線防災専門官の指導及び助言を受ける。

2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ青森県知事及びむつ市長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の 60 日前までに、社長より青森県知事及びむつ市長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より速やかに様式 1 に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

第 1 節 防災体制

1. 態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。

表 態勢の区分

発生事象の情勢	態勢の区分
別表２－１の事象が発生したとき	警戒態勢
別表２－２の事象が発生した場合又は原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報を行ったとき	第１次緊急時態勢
別表２－３の事象が発生した場合又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第１５条第２項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたとき	第２次緊急時態勢

２．原子力防災組織

社長は、備蓄センターに原子力防災組織を設置する。

- (１) 原子力防災組織は、別図２－１に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- (２) 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合に別表２－４に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。
- (３) 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長に様式２の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から７日以内に届け出る。
- (４) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
 - b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- (５) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (６) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。
- (７) 原子力防災管理者は、第２次緊急時態勢が発令された場合、指定行政機関、指定地方行政機関及び地方公共団体その他の執行機関と連携し、原子力事業所災害対策に取り組む。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者及び原子力防災要員の職務

社長は、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任する。

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、リサイクル燃料備蓄センター長（以下「センター長」という。）とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表2－1、別表2－2又は別表2－3の事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、直ちに社長に報告するとともに、別図2－2又は別図2－3に示す箇所へ連絡又は通報し、警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。
- b. 警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2－2又は別図2－4に示す箇所へ報告する。
- c. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 原子力防災要員に対し原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。
- e. 原子力防災要員に対し原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を定期的に実施する。
- f. 旅行又は疾病その他の事故のために長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から別表2－5に定める順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

(3) 原子力防災要員の職務

原子力防災要員は、別表2－4に定める職務を行う。

(4) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任及び解任

社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

なお、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 警戒事態該当事象発生時の連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図2-2に定める連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておく。

(2) 原災法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-2又は別表2-3に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときに備え、別図2-3に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておく。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておく。

(3) 原災法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

a. 対策本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図2-4に定める連絡体制を整備しておく。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図2-5に定めるとおりとする。

2. 警戒態勢の発令及び解除

(1) 警戒態勢の発令

原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生の場合、別図2-6に定める連絡経路により警戒態勢を発令する。

(2) 警戒対策本部の設置

a. 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令した場合、速やかに備蓄センターの緊急時対策所に警戒対策本部を設置する。

b. 警戒対策本部は、別図2-1に示す原子力防災組織で構成する。

c. 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(3) 原子力防災要員の非常招集

原子力防災管理者は、備蓄センターにおける警戒態勢発令時に所内放送又は緊急時連絡網を使用し、別図 2－6 に定める連絡経路により、原子力防災要員を備蓄センターの緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(4) 警戒態勢の解除

対策本部長は、警戒態勢発令後、別表 2－1 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し、警戒態勢を取る必要が無くなった場合、関係機関と協議し警戒態勢を解除する。

対策本部長は、警戒態勢を解除した時は、警戒対策本部を廃止し、原子力防災要員を解散する。

3. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った場合、別図 2－6 に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

(2) 対策本部の設置

- a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに備蓄センターの緊急時対策所に対策本部を設置する。
- b. 対策本部は、別図 2－1 に示す原子力防災組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(3) 原子力防災要員の非常招集

原子力防災管理者は、備蓄センターにおける緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送又は緊急時連絡網を使用し、別図 2－6 に定める連絡経路により、原子力防災要員を備蓄センターの緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(4) 緊急時態勢の解除

対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- a. 第 1 次緊急時態勢発令後、別表 2－2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第 1 次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。

b. 第2次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。

対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、対策本部を廃止し、原子力防災要員を解散する。

4. 権限の行使

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく備蓄センターの敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図2-7及び別表2-6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置、その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの校正等の点検を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した様式5に定める申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名

- ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1 年間保存する。
- また、モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネット又はその他の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 2 項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講じる。

- (1) 別表 2－7 に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長に 7 日以内に様式 6 に定める届出書により届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. その他の原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 2 項に規定される原子力防災資機材以外の資機材（以下「その他の原子力防災資機材」という。）に関して次に掲げる措置を講じる。

- (1) 別表 2－8 に定めるその他の原子力防災資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) その他の原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 必要なその他の原子力防災資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表2-9に定める資料を、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料としてオフサイトセンターに備え付けるため、資料を作成したとき又は変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する資料を、別表2-9のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 備蓄センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、備蓄センターにおいて使用する資料を、別表2-9のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する資料を、別表2-9のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、別図2-8に示す場所に緊急時対策所を定め、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、別表2-11に定める施設が維持されていることを確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、予備電源を緊急時対策所に供給できるように整備・点検する。

2. 退避場所及び避難集合場所

原子力防災管理者は、別図2-9に定める退避場所又は避難集合場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が退避場所又は避難集合場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、これらの場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力防災管理者は、別図 2－10 に示す場所に原子力事業所災害対策支援拠点を定め、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、別表 2－11 に定める施設が維持されていることを確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、予備電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

4. 応急処置機材

原子力防災管理者は、応急処置機材を常に使用可能な状態に整備する。

5. 所内放送装置

原子力防災管理者は、備蓄センターにおける所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的に教育を実施する。

また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 備蓄センターの施設及び設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器に関する知識
5. その他必要と認める事項

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について別表2-10に示すとおり訓練を実施し評価するとともに、必要に応じて防災体制に係る課題について改善を図る。

なお、総合訓練は、原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至る前までを想定とした訓練並びに原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練の組み合わせで実施する場合がある。総合訓練を前述の組み合わせで実施する場合は、適切な頻度となるよう、別途定める訓練の中期計画に定めて実施する。

① 総合訓練

② 要素訓練

- a. 通報訓練
- b. 原子力災害医療訓練
- c. モニタリング訓練
- d. 避難誘導訓練

- (2) 原子力防災管理者は、総合訓練の計画について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、総合訓練を原則として毎年実施し、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。
- (4) 社長は、原子力緊急事態を想定した訓練を実施した場合、その結果を様式7に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

備蓄センターの原子力防災要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は社長と協議のうえ、原子力災害発生時に、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、常に次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）及び原子力防災専門官とは常に協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会から原災法第32条第1項に基づく備蓄センターの立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置、その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（青森県及びむつ市）と常に協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 青森県知事及びむつ市長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 青森県知事及びむつ市長から原災法第32条第1項に基づく備蓄センターの立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（下北地域広域行政事務組合消防本部、むつ警察署、青森海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

4. 青森県内の原子力事業者との連携

青森県内の原子力事業者と「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき平常時から協調し、防災情報の提供・収集等の相互連携を図る。

第9節 備蓄センター周辺の方々を対象とした平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より備蓄センター周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容
5. 施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報・連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1の事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、直ちに社長に報告するとともに、様式8-1に定められた連絡様式に必要な事項を記入し、直ちに原子力規制委員会、青森県、むつ市、その他の別図2-2に定める連絡先にファクシミリ等を用いて一斉に送信する。
- (2) 原子力防災管理者は、備蓄センターにおける別表2-2の事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、様式9に定められた通報様式に必要な事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長、その他の別図2-3に定められた通報先にファクシミリ等を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長に対してはその着信を電話にて確認する。これ以外の通報先についても追って送信した旨を電話にて連絡する。

- (3) 原子力防災管理者は、ファクシミリ等を用いた通報ができない場合は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡する。また、その場合も着信を確認する。
- (4) 原子力防災管理者（備蓄センター対策本部が設置されている場合は対策本部長）は、事象発生後の経過の連絡について、事象の進展に応じ、様式８－２又は様式１０に定められた連絡様式に必要事項を記入し、適時適切な間隔で継続して実施する。
- (5) 原子力防災管理者は、備蓄センター内の事象発生における原災法第１０条第１項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (6) 原子力防災管理者は、社外への通報、連絡及び報告を行った場合、その内容を記録として時系列順に保存する。
- (7) 通報・連絡を行う際、同時に複数の事象に該当する場合は、別表２－３に該当する事象、別表２－２に該当する事象、別表２－１に該当する事象の順に優先順位をつけて通報・連絡を行う。

2. 態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報又は連絡を行った場合、この計画第２章第１節「１．態勢の区分」に基づき、態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、備蓄センターに対策本部を設置し、対策本部長となり原子力災害対策活動を開始する。
- (3) 原子力防災管理者は、態勢発令後、原子力防災要員を非常招集する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を対策本部長に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置について
 - ③ 被ばく、障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 備蓄センター敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
 - ⑤ 収束の見通し
 - ⑥ その他必要と認める事項
- (2) 対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式８－２又は様式１

0に記載し、それを別図2－2又は別図2－4に定める連絡箇所にファクシミリ等にて送信したうえで記録として時系列順に保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者は、社外関係機関に連絡を行う場合、別図2－2、別図2－3又は別図2－4の連絡経路により行う。

5. 通話制限

対策本部総務班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

対策本部総務班長は、備蓄センター内の事象発生における緊急事態勢が発令された場合、各班長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 退避場所等の指定

備蓄センター敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「一般入所者」という。）に対する退避場所等の必要な事項を指定する。

(2) 退避の周知

一般入所者に対して所内放送及びページング等により指定する退避場所への移動及びその際の防護措置を周知する。

(3) 備蓄センター敷地外への避難

一般入所者を備蓄センター敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導者があらかじめ備蓄センター敷地内の指定した避難集合場所に集合するよう周知及び誘導し、備蓄センターから避難させる人数、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）の有無を把握し、備蓄センター敷地外へ避難させる。なお、この際に対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 備蓄センター内への入域制限等

備蓄センター敷地内へ関係者以外の者の入域を制限するとともに、原子力災害対策活

動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射線影響範囲の推定及び防護措置

対策本部技術班長は、備蓄センター敷地内及び備蓄センター周辺の放射線及び放射能の測定を行う。

また、必要に応じて原子力災害対策活動に従事する者に対し、線量計の携帯等の防護措置を指示する。

3. 原子力災害医療

対策本部総務班長は、負傷者等が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

また、対策本部長は、原子力防災要員に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者等について備蓄センター内で応急処置及び汚染の確認・除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報について順次、消防機関及び医療機関等に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(4) 医療機関等への搬送に関する措置

負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるとともに、医療機関等へ到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 原子力防災要員の健康管理等

対策本部長は、原子力防災要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交替時期を明確にする。

また、対策本部総務班長は、原子力防災要員への健康診断及び健康相談による健康不安

に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

火災が発生した場合、第1発見者等は、速やかに発生状況を把握し、消防機関に通報する。

対策本部総務班長は、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

公設消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要等の情報について消火の依頼を行う時及びその後の情報について随時、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

公設消防隊員到着後、公設消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

対策本部技術班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により、備蓄センター構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 防護措置及び線量評価

対策本部技術班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するとともに、対策本部総務班長は必要に応じて別表3-1に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

また、対策本部技術班長は、一般入所者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

(1) 対策本部広報班長は、緊急時態勢が発令された場合、備蓄センター内又は別に指定する場所に事業者プレスセンターを開設する。

- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、プレス発表は原則としてオフサイトセンターのプレスルームで行う。
- (3) 対策本部広報班長は、使用済燃料貯蔵施設の状況、応急措置の概要等、公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す連絡経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設、設備の整備及び点検

対策本部技術班長は、監視盤室等の測定器による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、使用済燃料貯蔵施設の異常の状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

対策本部長は、原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にした上で、次の事項に関する措置の応急復旧計画を策定する。また対策本部技術班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

- ① 施設や設備の整備及び点検
- ② 故障した設備等の応急復旧
- ③ その他応急措置の実施に必要な事項

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 対策本部技術班長は、主要貯蔵管理データにより使用済燃料貯蔵設備である金属キャスクの状況を把握する。
- (2) 対策本部技術班長は、事故の拡大の可能性を予測する。
- (3) 対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する貯蔵管理上の措置を検討し、措置を講じる。

10. 資機材の調達及び輸送

対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 応急措置の実施報告

対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる備蓄センターにおける応急措置を実施した場合、様式10に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図2-4に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告したうえで記録として保存する。

この報告は、適時適切な間隔で継続して実施する。

12. 原子力防災要員の派遣等

(1) オフサイトセンター等への派遣

対策本部長は、原子力防災専門官、その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合及び青森県知事、むつ市長から連絡員等の派遣を要請された場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事、むつ市長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-2に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (b) 備蓄センターとオフサイトセンターの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応
- (e) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (f) 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (e) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

対策本部長は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、原子力防災要員等の派遣その他必要な措置を講じる。

13. 他の原子力事業者への応援要請

対策本部長は、青森県内の原子力事業者からの応援を必要とするときは、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、青森県内の原子力事業者に協力を要請する。

また、青森県外の原子力事業者からの応援を必要とするときは、他の原子力事業者に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 対策本部長は、別表2-3に定められた事象に至った場合、対策本部情報班長を経由して、様式9に所定の事項を記入して、直ちに別図2-4に定められた箇所に報告したうえで記録として保存する。
- (2) 対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 対策本部長は、別図2-4及び別図2-5に定める連絡経路に基づき、第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から備蓄センターに対して要請された事項を周知し対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

対策本部長は、この計画第3章「第2節 応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

第4章 原子力災害事後対策

対策本部長（対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 備蓄センターの対策

1. 復旧対策

対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）使用済燃料貯蔵施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）使用済燃料貯蔵施設の除染の実施
- （3）使用済燃料貯蔵施設損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等
- （5）復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程 等

対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及びむつ市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 原子力防災要員の健康管理等

対策本部総務班長は、この計画第3章第2節「3. 原子力災害医療」に示す原子力防災要員の健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

4. 緊急時態勢の解除

対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図2－4に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事、むつ市長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。

1. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (1) 備蓄センターとオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応、汚染検査及び汚染除去

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会又は派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力

青森県内の原子力事業所において原災法に定める事象が発生した場合、原子力防災管理者は、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、当該事業所からの協力要請に応じ、別表5－1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与など当該事象への対応に必要な協力活動を行う。なお、派遣要員及び原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

2. 原子力災害時における原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、他の原子力事業者からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表5－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な協力を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

なお、派遣要員及び原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

第2節 附則

この計画は、使用済燃料を収納した金属キャスクが備蓄センターに搬入される日の10日前までに適用する。

リサイクル燃料備蓄センター
原子力事業者防災業務計画別冊

令和6年9月

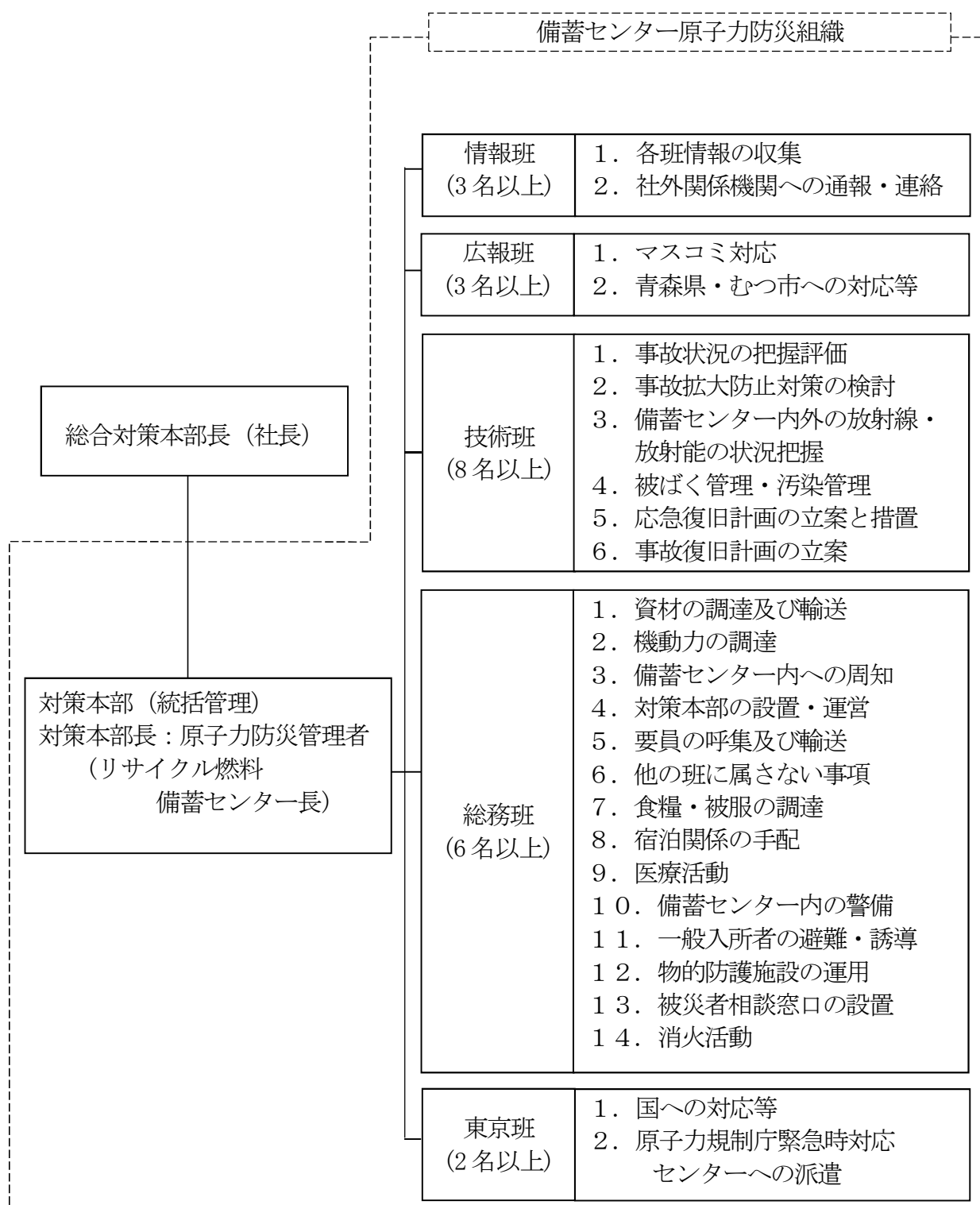
リサイクル燃料貯蔵株式会社

II 図 表 集

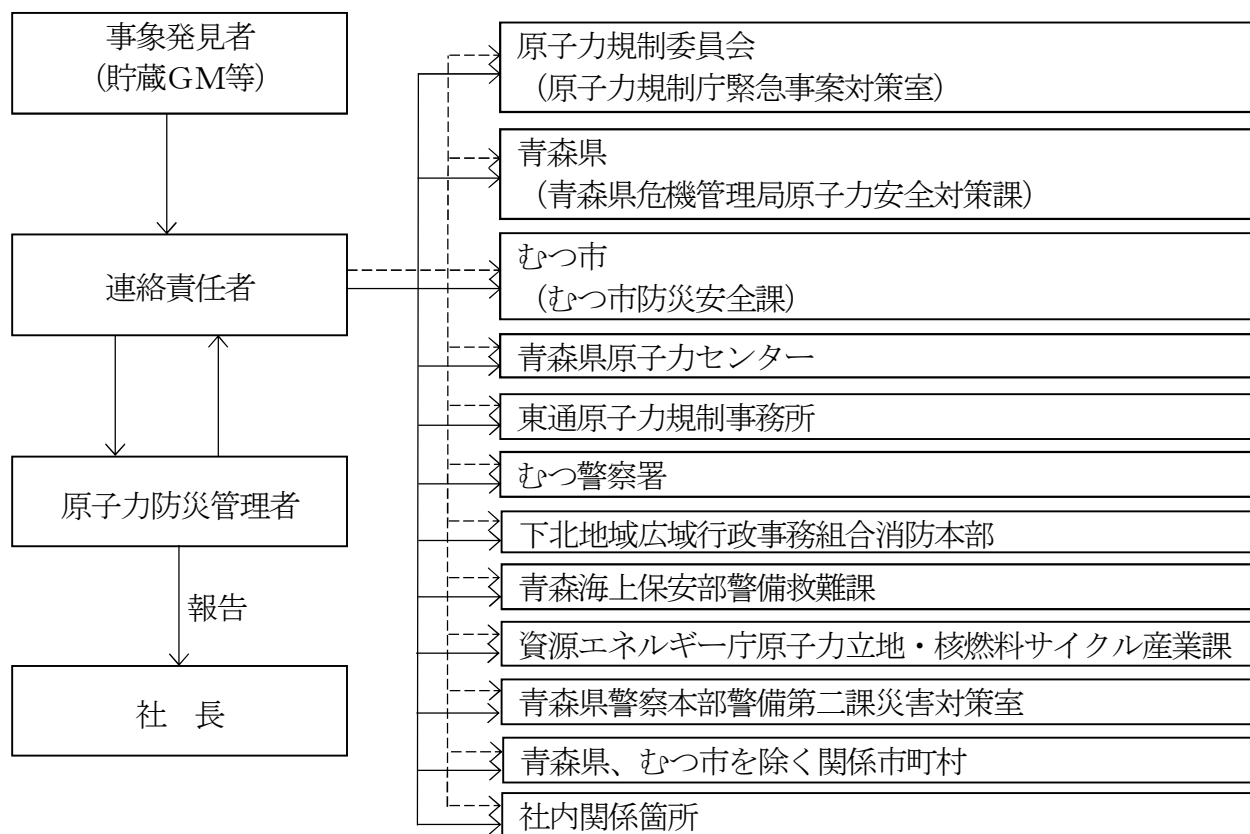
Ⅱ 図表集 目次

別図 2－1	備蓄センター原子力防災組織の編成と業務分掌	1
別図 2－2	警戒事態該当事象発生時の連絡経路	2
別図 2－3	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路	3
別図 2－4	原災法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路	4
別図 2－5	警戒態勢・緊急時態勢発令後の社内の連絡経路	5
別図 2－6	備蓄センターにおける態勢発令と原子力防災要員の非常招集連絡経路	6
別図 2－7	備蓄センター敷地境界付近の放射線測定設備等	7
別図 2－8	備蓄センター敷地内の緊急時対策所	8
別図 2－9	備蓄センター敷地内の退避場所及び避難集合場所	9
別図 2－10	原子力事業所災害対策支援拠点の位置	10
別図 3－1	公表内容の連絡経路	11
別表 2－1	警戒事態該当事象発生時の連絡基準	12
別表 2－2	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	13
別表 2－3	原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	19
別表 2－4	原子力防災要員の職務と配置	24
別表 2－5	原子力防災管理者の代行順位	25
別表 2－6	放射線測定設備の仕様	26
別表 2－7	原子力防災資機材	27
別表 2－8	その他の原子力防災資機材	28
別表 2－9	原子力災害対策活動で使用する資料	29
別表 2－10	防災訓練に係る訓練項目	30
別表 2－11	緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	31
別表 3－1	原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準	32
別表 3－2	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材等の貸与	33
別表 4－1	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材等の貸与	34
別表 5－1	他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材等の貸与	35

別図 2-1 備蓄センター原子力防災組織の編成と業務分掌



別図 2－2 警戒事態該当事象発生時の連絡経路

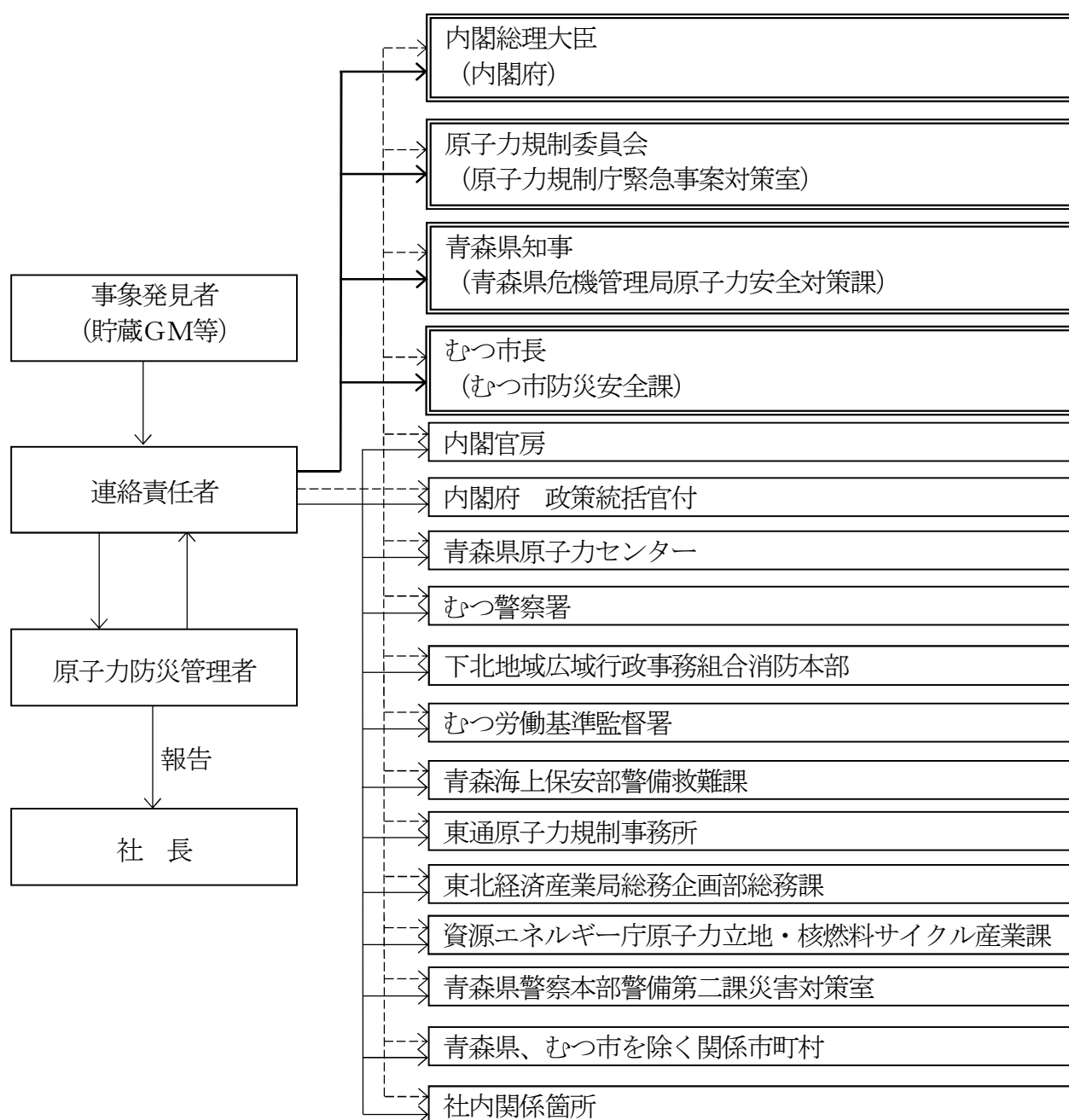


-----> : ファクシミリ等による送信

(ファクシミリが使えない場合、電話又は衛星電話等による連絡を行う。)

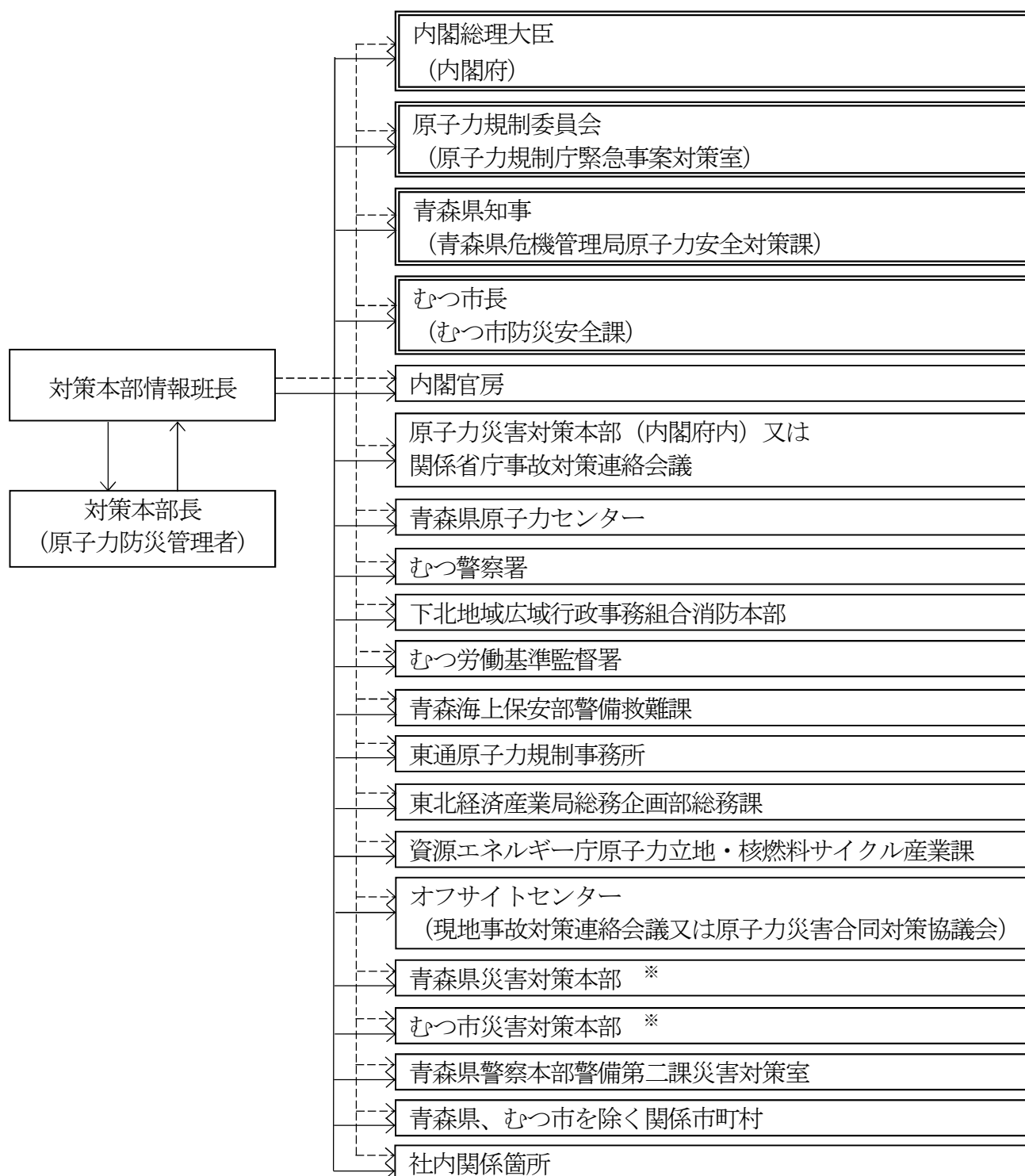
——> : 電話等による連絡

別図２－３ 原災法第１０条第１項に基づく通報経路



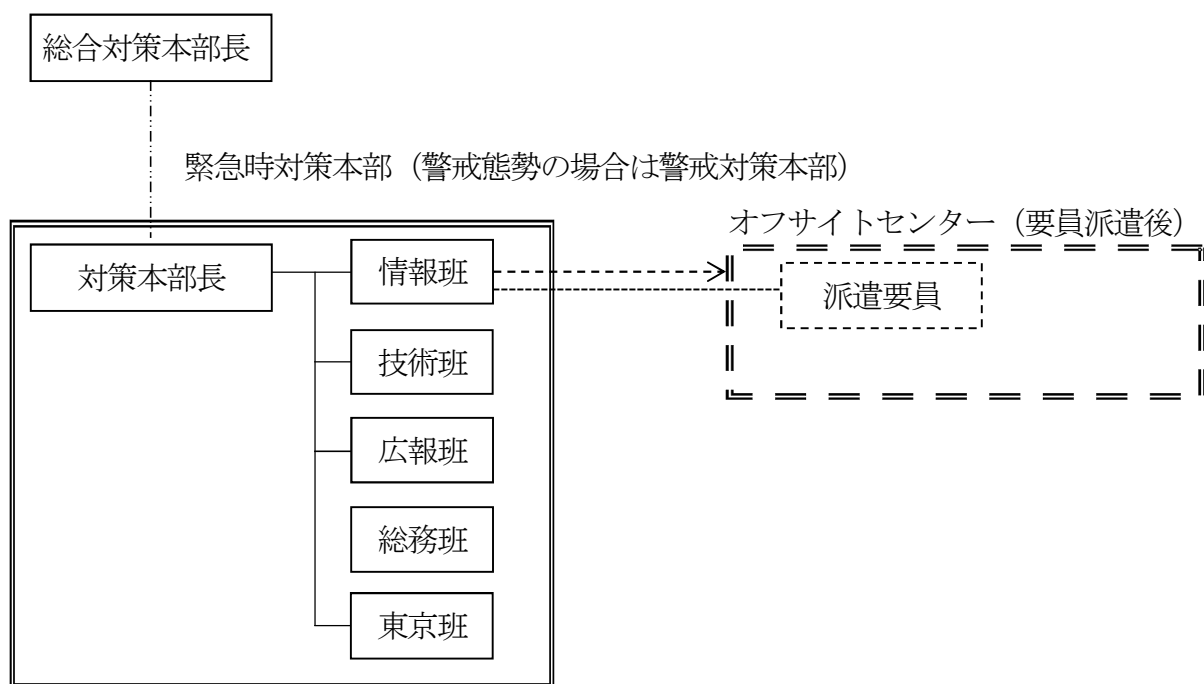
- : 原災法第１０条第１項に基づく通報先
 —→ : 電話等によるファクシミリ着信の確認
 ----→ : ファクシミリ等による送信
 (ファクシミリが使えない場合、電話又は衛星電話等による通報を行う。)
 —→ : 電話等による連絡

別図２－４ 原災法第１０条第１項の通報後の連絡経路



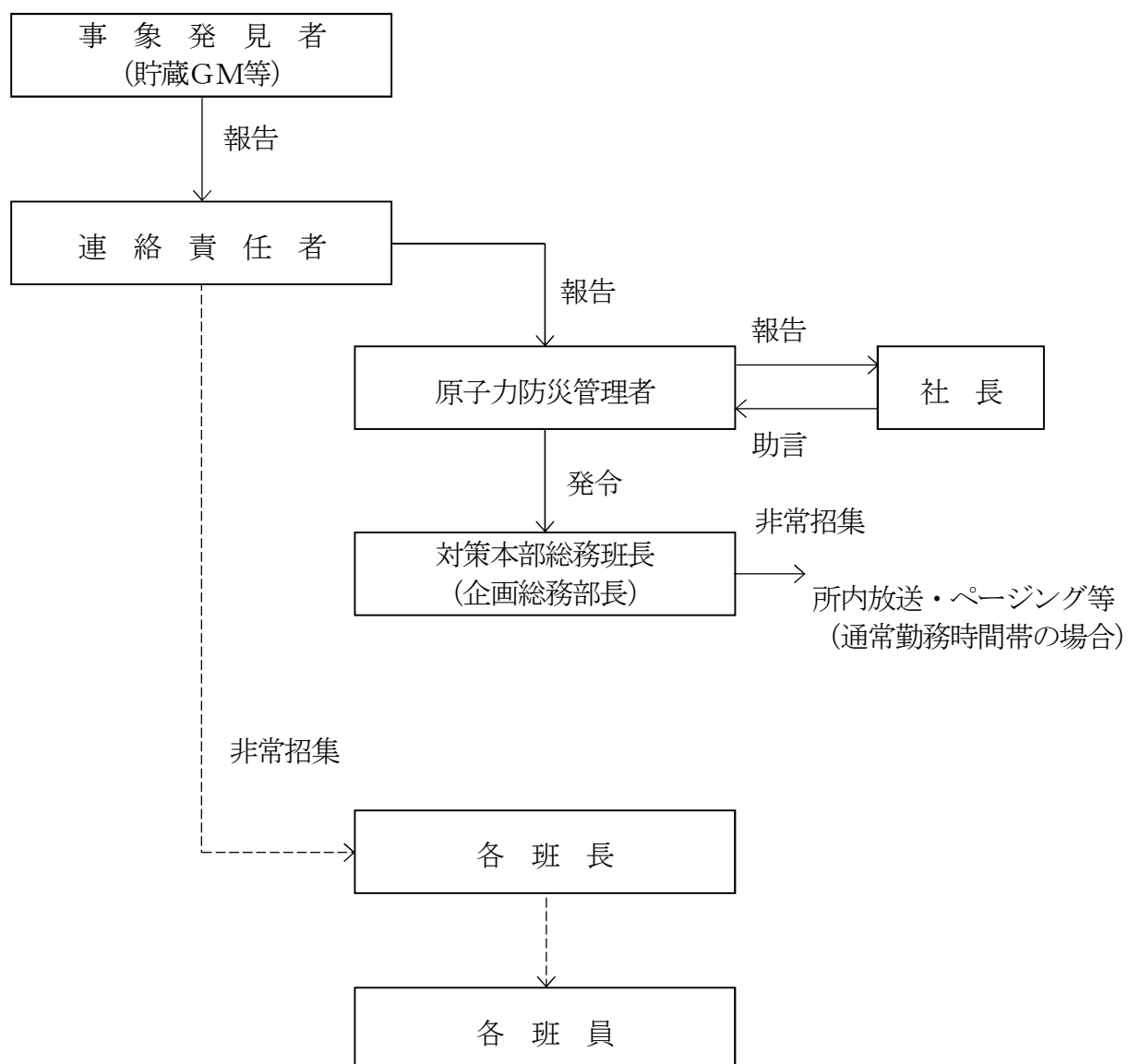
- : 原災法第２５条第２項に基づく応急措置の概要等連絡先
 ----> : ファクシミリ等による送信
 (ファクシミリが使えない場合、電話又は衛星電話等による連絡を行う。)
 ———> : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

別図 2－5 警戒態勢・緊急時態勢発令後の社内の連絡経路



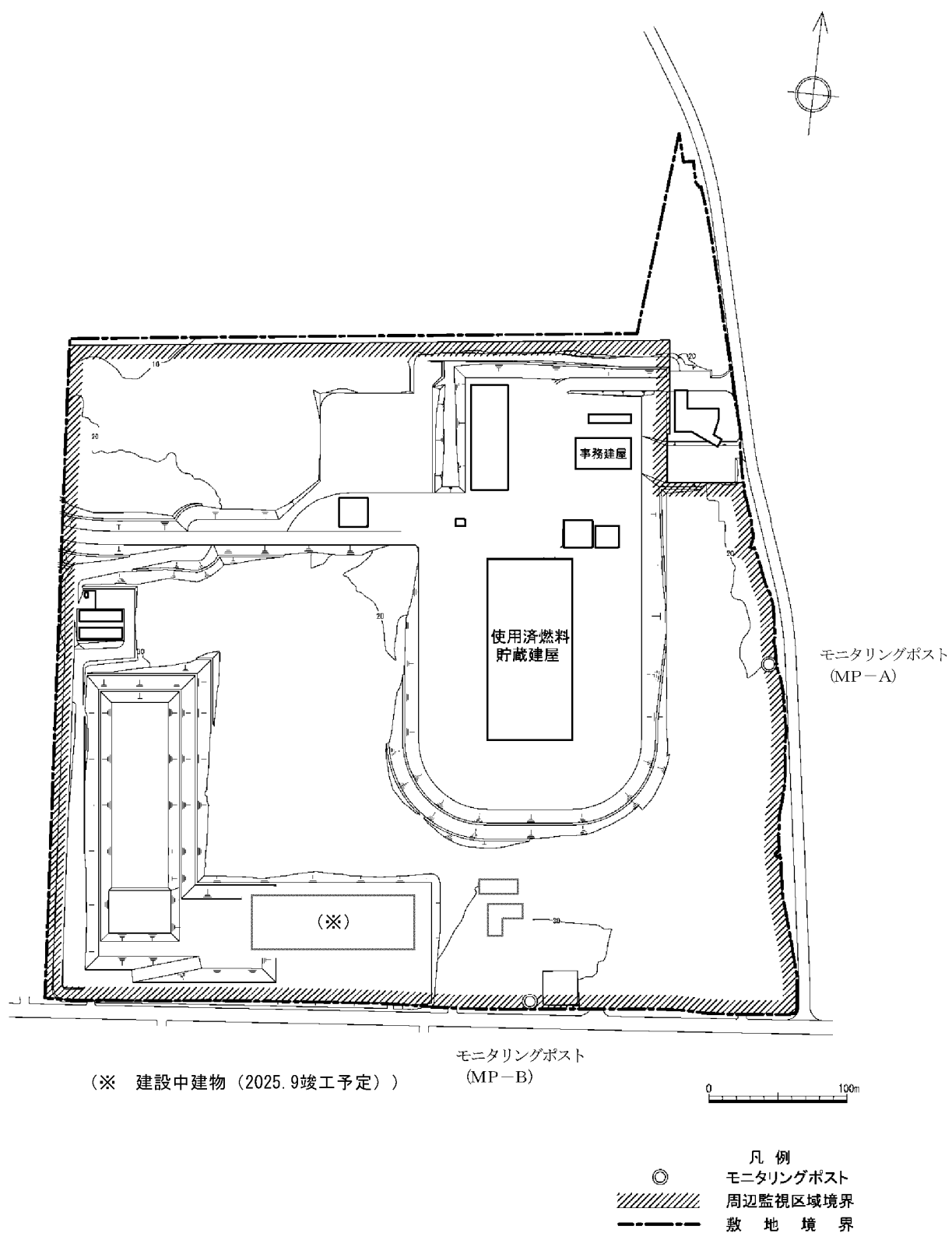
- : 総合対策本部長との情報連絡等
- : 対策本部長との情報連絡・指示
- : 対策本部及び派遣要員間の情報連絡
- > : ファクシミリ等による通報と報告

別図２－６ 備蓄センターにおける態勢発令と原子力防災要員の非常招集連絡経路

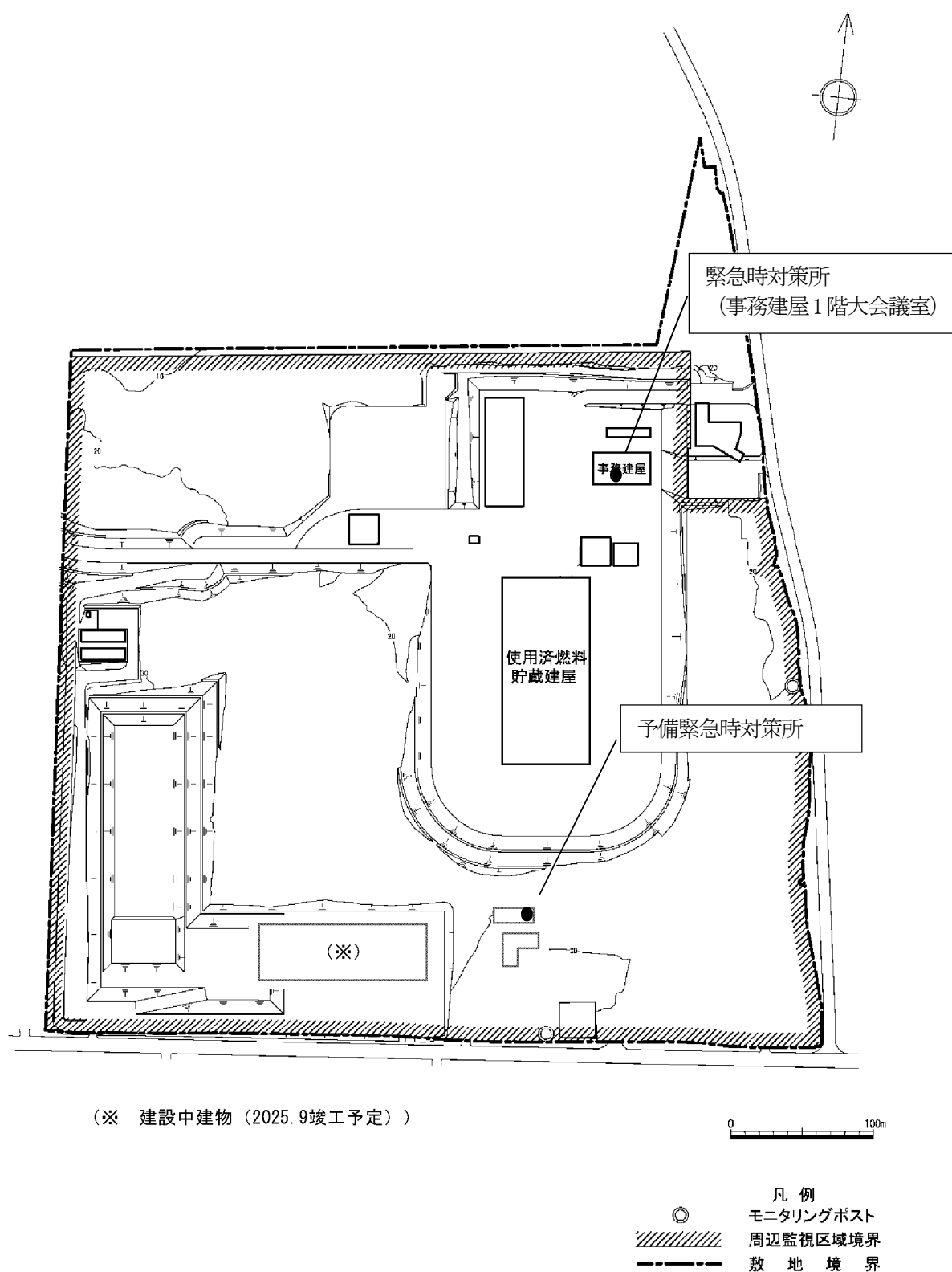


-----> : 通常勤務時間帯以外の時間帯及び所内放送で招集できない場合に連絡する経路

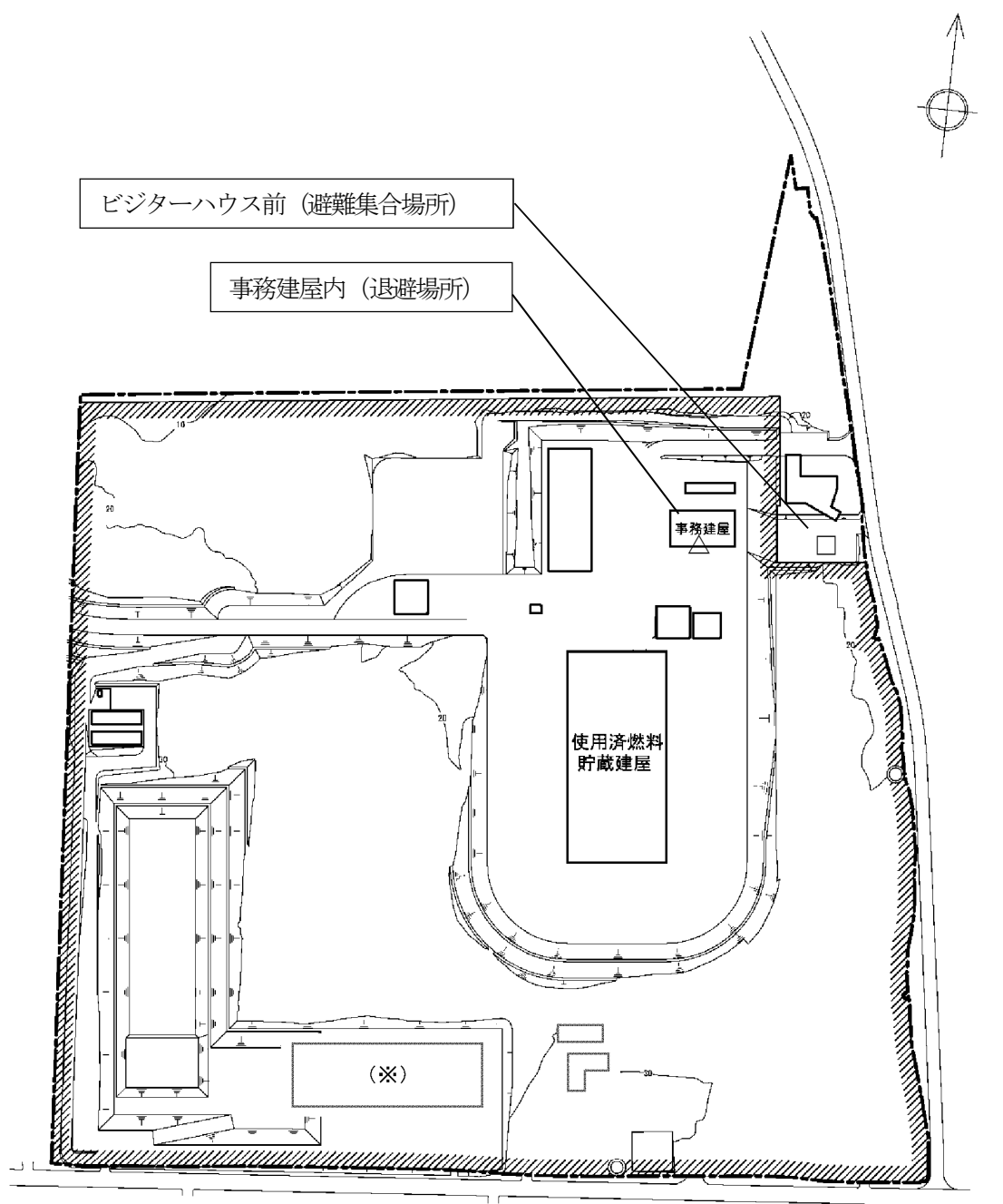
別図2-7 備蓄センター敷地境界付近の放射線測定設備等



別図2-8 備蓄センター敷地内の緊急時対策所



別図2-9 備蓄センター敷地内の退避場所及び避難集合場所



(※ 建設中建物 (2025.9竣工予定))

- 凡 例
- モニタリングポスト
 - //// 周辺監視区域境界
 - 敷地境界

△：退避場所（備蓄センター敷地内の者が屋内で放射線による危険を避ける場所）

□：避難集合場所（備蓄センター外に避難するために車両乗車等円滑に行う場所）

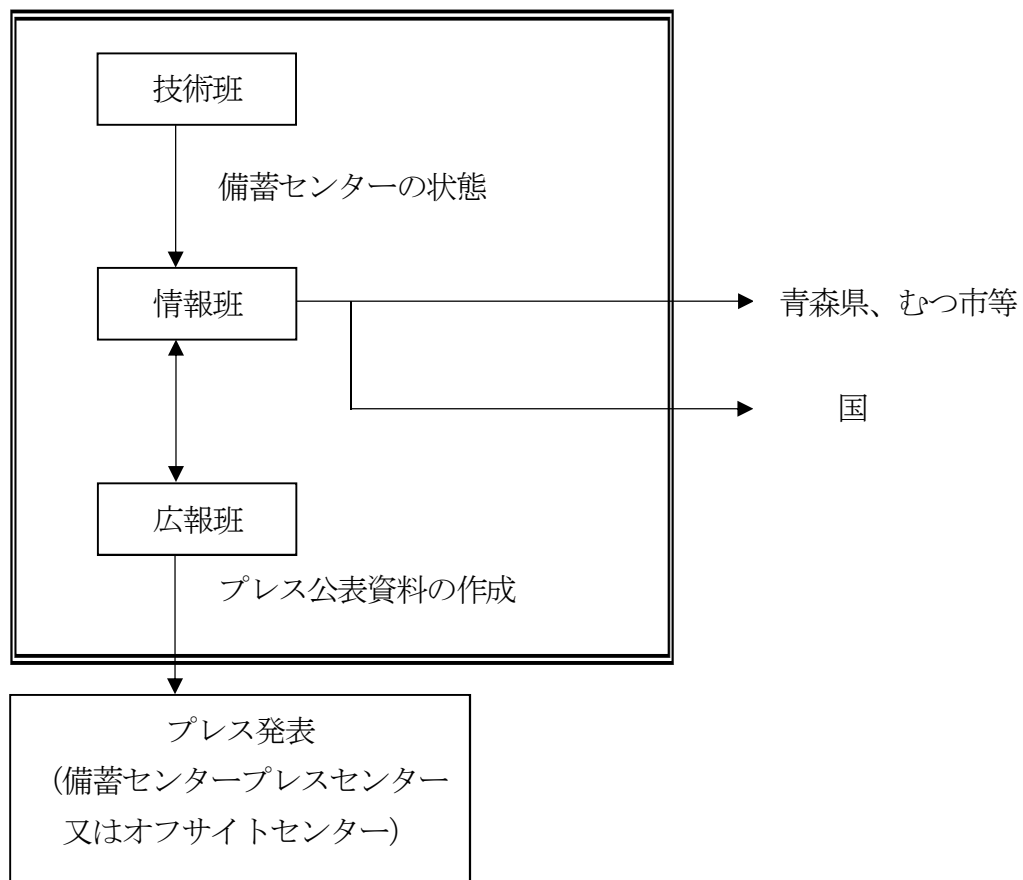
別図2-10 原子力事業所災害対策支援拠点の位置



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>)を基に
リサイクル燃料貯蔵株式会社にて一部加工

別図3-1 公表内容の連絡経路

対策本部



別表 2－1 警戒事態該当事象発生の連絡基準

原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」と略して別表中に示す。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
その他の脅威	指針 警戒 事態を判断 する EAL	指針 警戒事態を判断する EAL（③を除く） ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	① むつ市において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② むつ市津軽海峡沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 対象外 ④ 同左 ⑤ 同左

別表２－２ 原災法第１０条第１項に基づく通報基準

原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」と略して別表中に示す。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	施行令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 施行令第４条第１項（第１項に規定する基準） 法第１０条第１項の政令で定める基準は、$5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量とする。 施行令第４条第２項（第２項の定めるところ） 法第１０条第１項の規定による放射線量の検出は、法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（２分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し１時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 施行令第４条第３項（第３項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第１項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、法第１０条第１項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。	(1) モニタリングポスト（MP-A, MP-B）いずれかで、１分ごとのガンマ線の放射線量を測定し、１時間あたりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出すること。 但し、当該数値が落雷の時に検出された場合は当該数値が検出されなかったこととする。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) SE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	(つづき) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 4 条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 [指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	(つづき) (2) 全てのモニタリングポストで、 $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、モニタリングポスト（MP-A, MP-B）のいずれかの数値が $1\mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、当該モニタリングにおける放射線量と使用済燃料貯蔵施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定サーベイメータにより測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上のものとなっているときは通報対象とする。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量（Gy/h）によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量（Sv/h）とする。（通報事象規則第 8 条第 3 号イ）

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	—	施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5μSv/h SE01 参照。 通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、同条の表の上欄に掲げる場合に应じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。 [指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	「原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」に該当する場所が無いため対象外。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方		
放射線量・放射性物質放出	SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 μ Sv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 <table><tr><th>貯蔵事業者</th></tr><tr><td>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。</td></tr></table>	貯蔵事業者	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。	当該原子力事業所の区域内の場所のうち使用済燃料貯蔵施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量の水準が 10 分間以上継続して検出された場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量の測定が困難である場合であって、その状況を鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。
	貯蔵事業者				
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。					
SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出		当該原子力事業所の区域内の場所のうち使用済燃料貯蔵施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、金属キャスク外観に著しい損傷があり、かつ、蓋間圧力が大気圧となった状態で、床、壁等の表面の放射性物質（アルファ線を放出しない）の密度が 4Bq/cm²を超えた場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、			

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	(つづき) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 6 条第 3 項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 4 条第 4 項第 3 号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準を 10 分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。	(つづき) その状況を鑑み、前述の表面の放射性物質の密度が検出される蓋然性が高いこと。 （参考）気体放射性物質の通常放出経路での放出及び監視設備がないため、管理区域外の表面汚染にて判定する。判定基準は、管理区域設定が必要な 4Bq/cm ² とする。
	SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 6 条第 4 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準又は第 2 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
	SE06／ 臨界のおそれ	通報すべき事象等に関する規則第 7 条第 2 号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、金属キャスクの著しい損傷によりキャスク内部に大規模な破損及び水の内部への流入が考えられる状態をいう。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
その他の脅威	SE55／ 防護措置の準備及び一部実施が 必要な事象発生	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1項第1号ヌ [指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL②] 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ」とは、破壊妨害行為等、使用済燃料貯蔵施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象により、金属キャスクの外観に著しい損傷が生じ、かつ、蓋間圧力が大気圧となった場合、又はそのおそれがある場合をいう。

別表 2-3 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」と略して別表中に示す。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。 施行令第 6 条第 1 項（政令で定める放射線測定設備） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 施行令第 6 条第 2 項（政令で定める測定方法） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 施行令第 6 条第 3 項（政令で定める基準） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。）$5\mu\text{Sv/h}$ 二 （以下、略）	(1) モニタリングポストにより特定事象が検出された場合について適用する。 (2) モニタリングポスト（MP-A, MP-B）のいずれかについて、1 分ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2 地点以上又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。）が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。但し、当該数値が落雷の時に検出された場合は当該数値が検出されなかったこととする。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) GE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	(つづき) [指針 全面緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
	—	施行令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する規則第 12 条第 1 項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第 5 条第 1 項の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 [指針 全面緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	「原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」に該当する場所が無いため対象外。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 施行令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が $500\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ）	当該原子力事業所の区域内の場所のうち使用済燃料貯蔵施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量的水準として 5mSv/h 以上が 10 分間以上継続して検出された場合、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。
	GE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に 100 を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度的水準を検出することとする。	SE05 の 100 倍 (400Bq/cm^2) の密度が検出された場合。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき)	(つづき)	
	GE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第 1 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
	GE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	[指針 全面緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
	GE06／ 臨界の発生	施行令第 6 条第 4 項第 3 号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	SE06 と同じ状況でエリアモニタでの中性子線若しくはガンマ線の指示値が著しく上昇（BG の 100 倍）し 10 分間以上継続している場合。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
その他の脅威	GE55／ 住民の避難を開始する必要がある事象発生	通報事象規則第 14 条第 1 項ヌ 〔指針 全面緊急事態を判断する EAL②〕 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ」とは、破壊妨害行為等、使用済燃料貯蔵施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象により、金属キャスクの外観に著しい損傷が生じ、かつ、蓋間圧力が大気圧となった場合、又はそのおそれがある場合をいう。

別表 2－4 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の 班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	備蓄センター内	情報班 2 名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	備蓄センター内	情報班 1 名以上
	オフサイトセンター	広報班 1 名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	備蓄センター内	広報班 2 名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	備蓄センター内	技術班 2 名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	備蓄センター内	技術班 6 名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧		
(7) 放射性物質による汚染の除去		
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	備蓄センター内	総務班 6 名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送		
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導		

別表 2－5 原子力防災管理者の代行順位

	職 位	代行順位
副 原 子 力 防 災 管 理 者 ※	防災安全部長	1
	技術安全部長	2
	貯蔵保全部長	3
	キャスク設計製造部長	4
	品質保証部長	5

※：原子力防災組織の体制維持に必要な副原子力防災管理者は2名以上である。

別表 2－6 放射線測定設備の仕様

名 称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ
モニタリングポスト (MP－A)	空気吸収 線量率	NaI (Tl) シンチレーション 10～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ³ ～10 ⁸ nGy/h
	中性子 線量当量率	³ He 比例計数管 10 ⁻² ～10 ⁴ μSv/h
モニタリングポスト (MP－B)	空気吸収 線量率	NaI (Tl) シンチレーション 10～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ³ ～10 ⁸ nGy/h

別表 2-7 原子力防災資機材

分類	法令による名称		配備数	配備場所	点検内容	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服		14 組	事務建屋、予備緊急時対策所	員数確認	1 回／年
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		2 個	事務建屋、予備緊急時対策所	機能確認	1 回／年
	フィルター付防護マスク		14 個	事務建屋、予備緊急時対策所	員数確認及び外観点検	1 回／年
非常用通信機器	緊急時電話回線		2 回線	事務建屋、予備緊急時対策所	機能確認	1 回／年
	ファクシミリ		2 台			
	携帯電話等		15 台			
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器		—	—	—	—
	ガンマ線測定用サーベイメータ		4 台	事務建屋、予備緊急時対策所	機能確認	1 回／年
	中性子線測定用サーベイメータ		2 台	事務建屋、予備緊急時対策所		
	空間放射線積算線量計		4 個	予備緊急時対策所		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		2 台 (β線)	事務建屋、予備緊急時対策所		
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4 台	事務建屋、予備緊急時対策所		
		測定器	1 台	予備緊急時対策所		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2 台	事務建屋、予備緊急時対策所		
		測定器	1 台	予備緊急時対策所		
	個人用外部被ばく線量測定器		20 台	事務建屋、予備緊急時対策所		
	その他	エアモニタリング設備	—	—	—	—
		モニタリングカー	—	—	—	—
その他資機材	ヨウ素剤		400 錠	予備緊急時対策所	員数確認	1 回／年
	担架		1 台	使用済燃料貯蔵建屋	員数確認及び外観点検	
	除染用具		1 式	予備緊急時対策所	員数確認	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両 ^{※1}		1 台	車庫	道路運送車両法に基づく点検	道路運送車両法に基づく頻度
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1 式	動力消防ポンプ：車庫	機能確認	1 回／年

※1：被ばく者の輸送のために使用する車両として、業務車を常時 1 台確保することとする。

別表 2－8 その他の原子力防災資機材

1. 備蓄センター

分類	名 称	配備数	配備場所	点検内容	点検頻度
その他	非常用食料／飲料水	1,470 食／ 1,715L	予備緊急時 対策所	員数確認	1 回／年
	電源車 ^{※1}	1 台以上	南側高台又は 受変電施設東側	機能確認	
	燃料 ^{※1, 2}	3,140L 以上	構内タンク (1 基以上)	数量確認	

※1：緊急時対策所と予備緊急時対策所で共用する。

※2：不足時は小売店より調達する。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

分類	名 称	配備数	配備場所	点検内容	点検頻度
非常用 通信機器	固定電話(NTT 回線)	1 台	むつ釜臥寮	機能確認	1 回／年
	FAX	1 台			
	衛星携帯電話	1 台			
その他	非常用食料／飲料水	180 食／ 380L	むつ釜臥寮	員数確認	
	予備電源 (可搬型発電機 5.5kVA)	1 台	むつ釜臥寮	起動試験	
	燃料 [※]	20L 以上	むつ釜臥寮	数量確認	

※：不足時は小売店より調達する。

別表２－９ 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
１． 備蓄センター周辺地図 ① 備蓄センター周辺地域地図（１／２５，０００） ② 備蓄センター周辺地域地図（１／５０，０００）
２． 備蓄センター周辺航空写真パネル
３． リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業許可申請書※
４． 備蓄センター一般配置図※
５． 使用済燃料貯蔵施設主要設備概要 ① 機器配置図 ② 使用済燃料貯蔵設備本体概要図 ③ 単線結線図
６． 規程類 ① リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定※ ② リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画※

※：原災法第１２条第４項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料。

また上記の資料を、原子力規制庁緊急時対応センター及び原子力事業所災害対策支援拠点にも備え付ける。

別表 2－10 防災訓練に係る訓練項目

訓練項目		訓練内容	対象者	頻 度
総合訓練※		特定事象を想定の上、緊急時態勢を発令し、原子力防災要員を招集して、活動を行う。	原子力防災要員	1回／年
要素訓練	通報訓練	連絡責任者を中心とした社内外通報訓練及び招集訓練	各対策班員	必要の都度
	原子力災害医療訓練	負傷者のサーベイ、応急処置及び除染、搬送訓練	技術班員 総務班員	必要の都度
	モニタリング訓練	技能訓練	技術班員	必要の都度
	避難誘導訓練	見学者等の避難誘導訓練	総務班員	必要の都度

※：総合訓練の中に、通報訓練、原子力災害医療訓練、モニタリング訓練及び避難誘導訓練を含めることを原則とするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくても良いこととする。

別表 2－1 1 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

1. 緊急時対策所（事務建屋 1 階）

項 目	仕 様
所在地	青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
面 積	約 110m ²
耐地震・耐津波	免震構造、EL. 16m
耐放射線	コンクリート壁厚による遮へい
予備電源※ ¹	共用無停電電源装置（75kVA） 電源車（250kVA）×1 台以上
燃 料※ ^{1、2}	備蓄燃料 7 日分以上

※1：電源車は、緊急時対策所と予備緊急時対策所で共用する。

※2：不足時は小売店より調達する。

2. 予備緊急時対策所

項 目	仕 様
所在地	青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
面 積	約 69m ²
建物の仕様	鉄骨造、EL. 30m
予備電源※ ¹	電源車（250kVA）×1 台以上
燃 料※ ^{1、2}	備蓄燃料 7 日分以上

※1：緊急時対策所と予備緊急時対策所で共用する。

※2：不足時は小売店より調達する。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点（むつ釜臥寮 防災室）

項 目	仕 様
所在地	青森県むつ市金谷一丁目 1 番 2 号
面 積	約 43m ²
予備電源	可搬型発電機（5.5kVA×1 台）
燃 料※	備蓄燃料 20 L 以上

※：不足時は小売店より調達する。

別表３－１ 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準

項 目	内 容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なくすべての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合
服用対象者	原子力災害対策活動等に従事する要員を対象とする。ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬２丸（ヨウ素量76m g、ヨウ化カリウム量100m g）を用いる。

別表３－２ 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

	派遣人員	貸与する原子力防災資機材及び資料等	備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項 【派遣先】 オフサイトセンター	広報班	1 名以上	設備関係資料(必要な資料のみ) 1 部
環境放射線モニタリング等に関する事項 ※ 【派遣先】 緊急時モニタリングセンター等	原子力防災要員	1 名以上	シンチレーションサームータ 1 台
			電離箱サームータ 1 台
			中性子線サームータ 1 台
			電子式線量計 10 台

※：派遣人員、派遣先等については、関係機関と調整する。

別表４－１ 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

	派遣人員	貸与する原子力防災資機材及び資料等	備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項 【派遣先】 オフサイトセンター	広報班		
環境放射線モニタリング等に関する事項 ※ 【派遣先】 緊急時モニタリングセンター等	原子力防災要員 1 名以上	シンチレーションサーベイメータ 1 台	
		電離箱サーベイメータ 1 台	
		中性子線サーベイメータ 1 台	
		電子式線量計 10 台	

※：派遣人員、派遣先等については、関係機関と調整する。

別表５－１ 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

環境放射線モニタリング等に関する事項 ※ 【派遣先】 緊急時モニタリングセンサー等	派遣人員	貸与する原子力防災資機材及び資料等	備考
	原子力防災要員 1名以上	シンチレーションサーベイメータ 1台	
		電離箱サーベイメータ 1台	
		中性子線サーベイメータ 1台	
		電子式線量計 10台	

※：派遣人員、派遣先等については、関係機関と調整する。

Ⅲ 様 式 集

Ⅲ 様式集 目次

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式 5	放射線測定設備の性能検査申請書	5
様式 6	原子力防災資機材現況届出書	6
様式 7	防災訓練実施結果報告書	7
様式 8－1	警戒事態該当事象発生連絡	8
様式 8－2	警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡	9
様式 9	特定事象発生通報（使用済燃料貯蔵施設）	1 1
様式 1 0	応急措置の概要（使用済燃料貯蔵施設）	1 2

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
届出者		
住 所 _____		
氏 名 _____		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	そ の 他 の 防 災 要 員
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上
広 報		名以上
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上
放射線物質による汚染の除去		名以上
医 療 に 関 す る 措 置		名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
区	分	選 任
正	氏 名	
	選 任 ・ 解 任 年 月 日	
	職 務 上 の 地 位	
副	氏 名	
	選 任 ・ 解 任 年 月 日	
	職 務 上 の 地 位	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
届出者		
住 所 _____		
氏 名 _____		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
	設 置 場 所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者	
	設 置 場 所	
	検 出 さ れ る 数 値 の 把 握 方 法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

〇〇〇発 第 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	その概要	別紙のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿			
届出者			
住 所 _____			
氏 名 _____			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計 測 器 等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器		
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器	台		
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
そ の 他 資 機 材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「排気筒モニタリング施設その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

		年 月 日
原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
警戒事態該当事象連絡		連絡者名 _____
		連絡先 _____
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称 及び場所		リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
警戒事態該当事象の 発生箇所		
警戒事態該当事象の 発生時刻		年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した 警戒事態該 当事象の概 要	警戒事態該当 事象の種類	☐ むつ市で震度 6 弱以上の地震発生 ☐ むつ市津軽海峡沿岸を含む津波予報区域で大津波警報発表 ☐ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための 施設の重要な故障等が発生した場合 ☐ 原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (該当するものにチェック「レ」する)
	想定される原因	☐ 地震 ☐ 調査中 ☐ その他 () (該当するものにチェック「レ」する)
	検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況、主な施設・ 設備の状態等	・貯蔵建屋の状況 金属キャスクの取り扱い作業 ☐ 確認中 ☐ 無し ☐ 有り ・モニタリングポスト指示値 ☐ 確認中 ☐ 変化無し ☐ 変化有り (MP - : 最大値 $\mu\text{Sv/h} \rightarrow \mu\text{Sv/h}$) (該当するものにチェック「レ」する)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる 情報		(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合) 施設地震加速度* [観測日時 年 月 日 時 分 (24 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (使用済燃料貯蔵建屋 水平・鉛直方向: Gal) ※ 当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず施設地 震加速度を記入する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡

(第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿	
警戒事態該当事象発生後の状況連絡	連絡者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
警戒事態該当事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 3)	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合) 施設地震加速度* [観測日時 年 月 日 時 分 (24 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (使用済燃料貯蔵建屋 水平・鉛直方向: Gal) ※ 当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず施設地震加速度を記入する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡

(第 報)

1. 使用済燃料貯蔵施設の状況

確認時刻 (月 日 :)

事故発生時の状況	金属キャスクの状況	受入中 ○基、貯蔵中 ○基
現在の状況	火災の有無	確認中・有・無
	爆発の有無	確認中・有・無
	漏えいの有無	確認中・有・無
	特記事項	

2. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 (月 日 :)

放出、漏えい 開始時刻	月 日 : 頃	放出、漏えい 停止時刻	月 日 : 頃
放出、漏えい 箇所			

3. モニタ情報

確認時刻 (月 日 :)

モニタ リング ポスト	名 称	MP-A	MP-B
	γ ($\mu\text{Sv/h}$)		
	中性子 ($\mu\text{Sv/h}$)		

4. その他

特定事象発生通報（使用済燃料貯蔵施設）

（第 報）

		年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿			
第10条通報		連絡者名	
		連絡先	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。			
原子力事業所の名称及び場所		リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1	
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準
		☐ SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ SE06 臨界のおそれ ☐ SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	☐ GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ☐ GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ☐ GE06 臨界の発生 ☐ GE55 住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
	※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す。 (該当するものにチェック「レ」する)		
	想定される原因	☐ 故障 ☐ 誤操作 ☐ 漏えい ☐ 火災 ☐ 爆発 ☐ 地震 ☐ 調査中 ☐ その他 () (該当するものにチェック「レ」する)	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	・貯蔵建屋の状況 金属キャスクの取り扱い作業 ☐ 確認中 ☐ 無し ☐ 有り ・モニタリングポスト指示値 ☐ 確認中 ☐ 変化無し ☐ 変化有り (MP - : 最大値 $\mu\text{Sv/h}$ → $\mu\text{Sv/h}$) (該当するものにチェック「レ」する)	
その他特定事象の把握に参考となる情報		(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合) 施設地震加速度※〔観測日時 年 月 日 時 分 (24時間表示)〕 確認中、検知なし、検知あり (使用済燃料貯蔵建屋 水平・鉛直方向: Gal) ※ 当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず施設地震加速度を記入する。	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

応急措置の概要（使用済燃料貯蔵施設）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
特定事象の発生箇所（注１）	
特定事象の発生時刻（注１）	年 月 日 時 分 （24 時間表示）
特定事象の種類（注１）	
発生事象と対応の概要（注２）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
周辺環境への影響	有 ・ 無
その他の事項の対応（注３）	（当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合） 施設地震加速度※〔観測日時 年 月 日 時 分（24 時間表示）〕 確認中、検知なし、検知あり（使用済燃料貯蔵建屋 水平・鉛直方向： Gal） ※ 当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず施設地震加速度を記入する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要 (使用済燃料貯蔵施設)

1. 使用済燃料貯蔵施設の状況 確認時刻 (月 日 :)

事故発生時の状況	金属キャスクの状況	受入中 ○基、貯蔵中 ○基
現在の状況	火災の有無	確認中・有・無
	爆発の有無	確認中・有・無
	漏えいの有無	確認中・有・無
	特記事項	

2. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 (月 日 :)

放出、漏えい 開始時刻	月 日 : 頃	放出、漏えい 停止時刻	月 日 : 頃
放出、漏えい 箇所			

3. モニタ情報 確認時刻 (月 日 :)

モニタ リング ポスト	名 称	MP-A	MP-B
	γ ($\mu\text{Sv/h}$)		
	中性子 ($\mu\text{Sv/h}$)		

4. その他

--